

令和6年度

第4回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和6年度第4回江別市農業委員会定例総会議事録

令和6年7月30日（火） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（18名）

佐藤和人
伊藤良明
中田和孝
保倉義治
山口利夫
植村登
佐藤昇
中島清文
砂川秀樹
西純一志
荻野雅志
田中浩一
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
長谷川礼子
工藤多希子
浅野目貴史

2 欠席委員（2名）

得能謙二
山田保彦

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	雄太
	主任	武山	直人
	主任	金澤	由希
	主任	中川	いつみ

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第21号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第22号 | 農地使用貸借の合意による解約について |
| 日程第6 | 報告第23号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第7 | 報告第24号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 日程第8 | 報告第25号 | 第4回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） |
| 日程第11 | 議案第13号 | 第4回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和6年度第4回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、植村委員、百瀬委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和6年度第4回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和6年7月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和6年度第3回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に山田委員、得能委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第21号

- 議長 日程第4 報告第21号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
金澤主任。

- 金澤主任 報告第21号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
総会議案1ページをご覧ください。
今回提出がありましたのは、No.14からNo.16の計3件でございます。
土地の所在等は記載のとおりです。
No.14からNo.16は、公簿地目 畑3筆 計1,653.00㎡を、内訳のとおり農地・
採草放牧地以外と証明いたしました。
これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございま
す。

以上でございます。

- 議長 これより報告第21号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第21号を終結いたします。

◎報告第22号

- 議長 日程第5 報告第22号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題
といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

- 武山主任 報告第22号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し
上げます。

総会議案2ページから3ページをご覧ください。

今回通知がありましたのはNo.6からNo.8の計3件で、全23筆、畑181,579.65
㎡、その他4,068.35㎡でございます。

内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があっ
たものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第22号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第22号を終結いたします。

◎報告第23号

- 議長 日程第6 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による農地貸借
の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

総会議案4ページから6ページをご覧ください。

今回通知がありましたのはNo.16からNo.20の5件で、全35筆、田127,539.56㎡、畑74,083.00㎡、その他1,571.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

○議長 これより報告第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第23号を終結いたします。

◎報告第24号

○議長 日程第7 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

総会議案7ページをご覧ください。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのはNo.3からNo.6の4件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、4件 15筆 計188,935.41㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第24号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第24号を終結いたします。

◎報告第25号

○議長 日程第8 報告第25号 第4回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第25号 令和6年度第4回農地常任委員会開催結果につ

いて、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件2 第4回農用地利用集積計画の決定について

付議事件3 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第25号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第25号を終結いたします。

◎議案第11号

○議長 日程第9 議案第11号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、百瀬委員より説明願います。

○百瀬委員 議案第11号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。今回願出がありましたのは、No.2の1件でございます。

当該土地は、昭和55年5月6日付けで農地法第4条転用許可のあった土地で、現在の登記地目が畑のままであることから、願出があったものでございます。

現地調査は、7月9日に田中委員、得能委員、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.2の現況は雑種地のため、登記地目 畑 2,380.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第12号

- 議長 日程第10 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
武山主任。
- 武山主任 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。
今回申請がありましたのは、No.2からNo.3の2件でございます。
総会議案10ページをご覧ください。
本件は、市街化調整区域における権利の設定又は移転を伴う転用で北海道知事処分事件となるものでございます。
No.2の転用目的は窯業用山砂採取のために関係する用地を一時転用するものでございます。
No.3の転用目的は隣接宅地への肉牛用牛舎の新規建設に伴い、堆肥舎等関係施設の設置に必要な用地について農地転用を行うものであります。
各案件における農地転用はやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題無いと考えるほか、農地法等関係条項に照らし許可相当と考えられます。
以上、2件 畑2筆 8,458.00㎡でございます。
説明は、以上でございます。
- 議長 これより議案第12号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。
議案第12号を採決いたします。
農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。
このことについて、ご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第13号

- 議長 日程第11 議案第13号 第4回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
金澤主任。
- 金澤主任 議案第13号 第4回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。
総会議案11ページから13ページをご覧ください。
これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して、農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが3件24筆184,129.00㎡、利用権設定に係るものが、2件2筆45,118.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第13号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、所有権移転のNo.9、No.10、No.11、利用権設定のNo.37を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

所有権移転のNo.9ほか計4件を除き採決いたします。

第4回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第13号の所有権移転のNo.9、No.10及びNo.11に対する質疑に入りますが、松下委員が議事参与の制限を受けますので退席を願います。

(松下委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第13号の所有権移転のNo.9、No.10及びNo.11を採決いたします。

第4回農用地利用集積計画の決定について、申出3件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

松下委員の復席を願います。

(松下委員復席)

引き続き、議案第13号の利用権設定のNo.37に対する質疑に入りますが、荻野委員が議事参与制限を受けますので退席を願います。

(荻野委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第13号の利用権設定のNo.37を採決いたします。

第4回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。
荻野委員の復席を願います。

(荻野委員復席)

◎議案第14号

○議長 日程第12 議案第14号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見
についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 議案第14号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、
ご説明申し上げます。

議案資料14ページから18ページをご覧ください。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、江別市の農業振興地
域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ意見を求められているもので
ございます。

今回意見を求められているのは、編入5件です。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

各土地につきましては、地域において将来に渡り安定した農業経営が継続できる
よう、周辺の農用地区域内の農地と一体的に活用していくため農用地区域内へ編入
する内容のものです。

申請に係る整備計画の変更につきましては、当該箇所が法令の定める農用地区域
の設定基準である10haの規模の一団の農地に該当するため、法令上の要件を満
たすものと判断いたします。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請
内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。
以上でございます。

○議長 これより議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請5件、可とする意見
を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第15号

○議長 日程第13 議案第15号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

○首藤主幹 議案第15号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

初めに、提案趣旨について少し触れたいと思います。

令和元年10月に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年12月に、全国農業会議所及び北海道農業会議からこの申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において、法令遵守の申し合わせ決議・注意喚起を実施するよう、また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上、同様の取り組みを実施するよう依頼がありました。

これを受け、当農業委員会においても、令和元年度、令和2年度及び令和5年度の総会において、法令遵守の申し合わせ決議を行っておりますが、今年度についても同様の決議を行おうとするものでございます。

それでは、決議内容について朗読いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と職責を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年7月30日

江別市農業委員会

以上でございます。

○議長 これより議案第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和6年度第4回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後2時46分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員